新潟市感染拡大防止に向けた 営業時間短縮協力金事業

令和 2 年 4 月 24 日 12:00 時点

1. 概要

新潟県から出された施設の使用停止等の協力要請に応じる対象施設のうち、営業時間の短縮 (休業を含む)に協力する飲食店等を対象に、協力金を支給します。

2. 内容

(1)対象者

中小企業および個人事業主であって、新潟県における「新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の使用停止等の協力要請」に記載された食事提供施設のうち、県の協力要請に 応じて新潟市内の店舗の営業時間短縮(休業を含む)を行っている事業者等

- ※宅配・テイクアウトサービス事業者を除く。
- ※対象となる事業者の具体例については、詳細が決まり次第、別途お知らせします。

(2)支給額

1事業所あたり 10 万円

(新潟市内の複数の店舗で営業時間の短縮(休業を含む)をしている事業者 20 万円)

3. スケジュール

詳細公表 5月上旬 ※決まり次第市のホームページに掲載します

申請受付開始 5月上~中旬

支給開始 5月中~下旬(申請受付から概ね1週間程度)

4. お問い合わせ

市役所コールセンター TEL: 025 - 243 - 4894 (4 月 27 日から)

担当:経済部産業政策課 電話:025-226-1610